



【第 100 回】2015 年 10 月 2 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

公私混同して軽減税率にこだわる新聞は、 財政再建を語る資格なし



軽減税率にこだわる新聞社の主張の背景には、どん

な本音があるのだろうか

消費税率 10%増税時における低所得者対策がもめている。税制改革法 7 条には、「低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除か軽減税率を検討する。その間は簡素な給付措置を実施する」と記されている。これは「法律事項」である。

一方、昨年末の税制改正大綱には、消費税の軽減税率制度について、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」と記されている。これは「与党の合意」なので極めて重い意味を持つが、法律となっているわけではない。

このような中、前回述べた「財務省案」が出てきて、大混乱となっている。筆者は、この財務省案に賛成ではない。マイナンバーカードを使う点など多くの

問題があると考えており、基本的には低所得者に的を絞った給付が望ましいと考えている。

問題の本質は「財源問題」にあり 軽減税率で失われる税率はいかほどか

この問題の本質は、「財源問題」である。図表は諸々の対策を比較したものである。

比較表				
	軽減税率	日本型軽減税率 (財務省案)	給付(消費税還付)	簡素な給付措置 (14年～現在)
対象	全ての消費者	還付に上限(一人4000円?)所得制限も	低所得者(例えば収入300万円以下)	低所得者(住民税非課税世帯)
概要	特定の商品について税率を軽減	特定の商品に対する減税分を番号カードで把握し事後的に還付	番号で世帯所得を把握し低所得者に給付(還付)例えば2万円	一人年間6000円 自治体を通じて給付
メリット	痛税感が緩和される	インボイスの導入がなく事業者の負担が軽減	低所得者だけに還付 事務コストは最小	同左
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対策ではない(逆進性は緩和されず) インボイスの導入などで生産・流通業者すべてに負担 対象品目を巡る陳情合戦が起きる(すでに新聞業界など) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号カードを活用するなどシステム対応にコストと時間がかかる 番号利用に国民に抵抗感がある 	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい対応にはならない (低所得だが資産を多く持つ者へも給付) 	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい対応にはならない (同左)
財源	1.3兆円(酒類を除く飲食) 3400億円(生鮮食料) 400億円(米・みそ・しょうゆ)	5000億円	3100億円	1300億円

軽減税率(税率は8%とする)導入により失われる税収、つまりこれを導入するための財源は、すべての飲食(酒を除く)を対象にすると、1.3兆円の軽減税となる。消費税率に直すと0.5%分である。この失われる税収を所得税で賄おうとすると、現在所得税収は約15兆円なので、我々の所得税を一律10%近く増税する必要がある。

軽減税率の対象を生鮮食料品に限定すると、その減収額は 3400 億円となるので、財源的には何とか対応できる水準であろう。

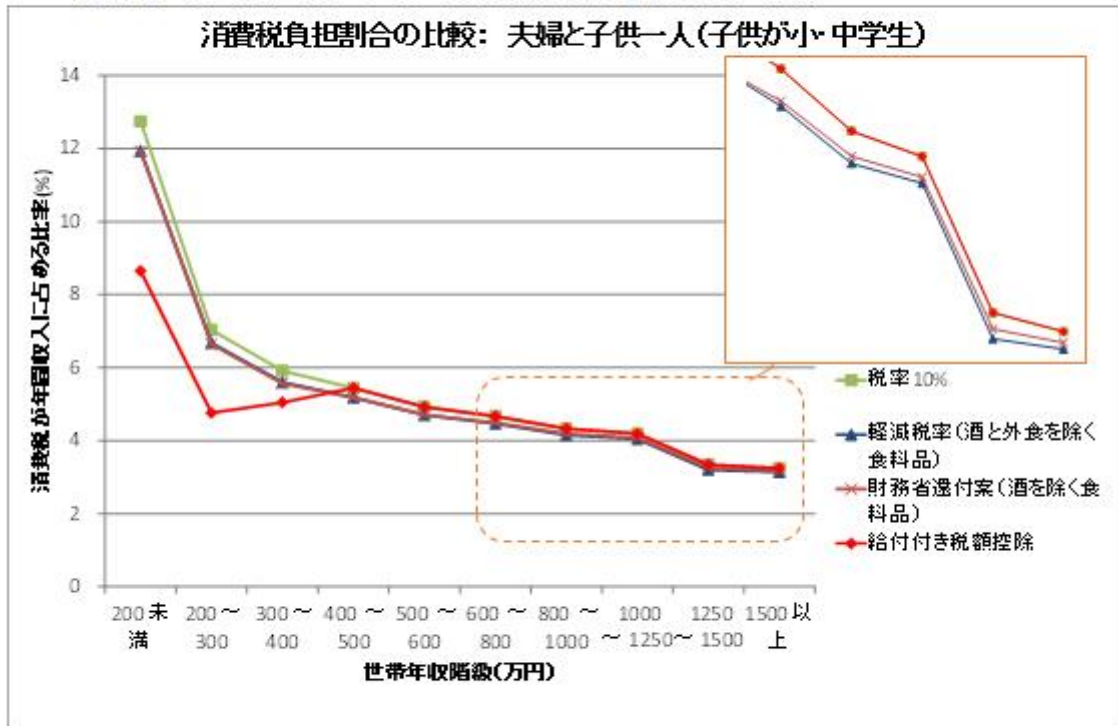
現在行われている簡素な給付措置は 1300 億円程度、給付付き税額控除（消費税還付）だと、300 万円以下の世帯に 1 人 2 万円配る案で 2000 億円（さらに 300 万円から 400 万円の世帯に 1 人 1 万円配ると 3000 億円）となる。

こうした現状の中で、読売新聞は軽減税率にこだわっている。表向きは「痛税感の緩和」などと言っているが、高所得者にまでなぜ「痛税感の緩和」を行う必要があるのかについては語っていない。軽減税率は、「高所得者に恩恵を及ぼす税制のバラマキ」である。逆進性は全く解消されない。

図表は、それぞれの案の負担軽減効果を収入別にグラフ化したものであるが、これをみても、軽減税率による通税感の緩和が、いかに少ないものかがわかる。

収入ごとの負担軽減効果比較： 夫婦と子供一人世帯

- 軽減税率は全世帯の負担がわずかに軽減されるのみであるのに対し、給付付き税額控除は世帯年収の低い世帯の消費税負担を効果的に軽減。



注：消費税率10%を想定。「軽減税率」は酒類と外食を除く飲食料品が対象。2014年度家計調査の結果を用い、飲食料品支出に外食が占める割合を推定して計算した。「財務省還付案」は酒類を除く飲食料品が対象。

出所：平成21年全国消費実態調査、2014年度家計調査を基に分析

日立コンサルティングの協力を得て筆者が作成

新聞が軽減税率の対象となれば 消費税のさらなる減収につながる

読売がこれを主張する本当の理由は、新聞経営の厳しさからきているのではないかと見る。筆者の授業を受ける50人程度の大学院生に尋ねても、新聞を定期購読している学生は1、2人に過ぎない。新聞経営の苦しさには同情するが、それ(私益)とこれ(公益)を混同する(社論として論説に書く)しているのではないかと疑われることは、社会の公器を任ずる以上、いかがなものか。

仮に新聞が軽減税率の対象となれば、消費税のさらなる減収につながる。しかもその動きは、雑誌やメディア一般、さらには文化産業全体に波及していく。すでに読売は、新聞紙上で「住宅」や「映画」などもその対象に含めることをうかがわせる特集を始めている。

こうなると、消費税率を2%引き上げても、その3割以上の消費が軽減税率ということになり、1.5兆円から2兆円弱の税収が失われる可能性がある。この点をどう考えているのだろうか、同紙は全く沈黙している。

今回の10%への引き上げは、すでに税・社会保障一体改革のなかで、子ども・子育て、介護・医療など、全て使途が決められており、それでも3000億程度不足するというのが、わが国予算の現状である。もちろん、日本は先進国中最悪となる巨額の借金を抱えている。今回の消費税率の引き上げによる税収は、一銭も借金の返済に使われることにはなっていない。

新聞は軽減税率の対象にすべき？ 読売新聞の主張は公私混同である

このように見ていると、新聞を軽減税率の対象にすべき、という読売新聞の主張は、「公益」と「私益」を混同した、エゴ丸出しの議論と言えるであろう。わが国の財政事情を考えるなら、低所得者対策は3000億円程度の「給付」で行うべきだ。「第4の権力」を活用してごり押しするようなことがあれば、読売は「日本の財政(再建)」を語る資格はないということになる。

最後に、財務省案に対する筆者の考え方を述べたい。

財務省案は、与党から「決定事項である軽減税率の具体案を検討してほしい」という依頼を受けての案である。だから、名前も「日本型軽減税率」とした「苦渋の案」である。

しかし、マイナンバーカードを活用する案は、現実的ではない。来年1月からのマイナンバーの導入により、世帯収入がこれまでより正確に把握できるようになる。それを活用して、たとえば「年間収入300万円以下の世帯に1人当たり2万円分のプリペイドカードを配布する」方が、はるかに低いコストで効果的・効率的な低所得者対策になる。

軽減税率は、欧州諸国のように、標準税率が15%を超える程度までになるまで待つべき政策である。いずれにしても、法律には「低所得者対策」と明記してある。この原点に返って、国民の立場からこの問題を議論すべきだ。